

沖縄県立高等特別支援学校入学者選抜実施要項

1 方針

軽度の知的障害がある生徒に対する教育を行う高等部のみを設置する学校（以下「沖縄県立高等特別支援学校」という。）における入学者の選抜は、障害の程度に応じた教育の充実、発展を期し、公正かつ妥当な方法で次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の沖縄県立高等特別支援学校の校長（以下「志願先学校長」という。）が所定の出願書類、学力検査及び面接等の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 一般入学

(1) 出願資格

軽度の知的障害を有し保護者とともに本県に在住している者又は、入学日までに県内に居住することが確実な者で、ア及びイのいずれかを満たし、かつウ及びエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者、又は募集年度の3月に卒業見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 原則、10月末日までに志願前相談を受けた者

エ 公共交通機関を利用した自力通学が可能な者

※出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加すること。

(2) 募集定員

募集定員は、別に定める。

(3) 出願期間

出願期間は、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日沖縄県教育委員会規則第3号）により定められた通学区域の1校に出願することができる。

イ 志願者は、次の書類を在学している又は卒業した中学校等の校長（以下「出身中学校長」という。）に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 住民票謄本（マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたものとする。）

(ウ) 療育手帳の写し又は専門医の診断書（第3号様式）

※専門医の診断書は、軽度の知的障害が証明可能なものとする。

(エ) 健康診断書（第2号様式）ただし、過年度卒業生に限る。

(オ) 確約及び証明書（第5号様式）

ウ 志願者が県外の学校等に在籍している場合は、次の手続による。

県外からの入学志願のための許可願（第10号様式）を募集年度の11月10日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けること。

- エ 出身中学校長は、志願者が提出した書類に志願先学校長が指定する調査書を添えて志願先学校長に提出するものとする。
- オ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、入学志願書（第1号様式）及び志願先学校長が必要と認める書類を志願先学校長に提出すること。
- (5) 不登校生徒等は、前記エの志願先学校長が指定する調査書に、欠席の理由等を明記する。
- (6) 志願変更及び手続
- ア 志願変更
- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先高等特別学校長が適当と認めた者は、志願した沖縄県立高等特別支援学校の変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。
- (イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。
- イ 志願変更の日程
- 志願変更の日程については、教育長が別に定める。
- ウ 志願変更する者は、志願変更願（第4号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。
- エ 出身中学校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先沖縄県立高等特別支援学校長にこれを提出し、志願先高等特別支援学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先の沖縄県立高等特別支援学校の校長に提出すること。
- (7) 選抜の方法
- ア 志願先学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査、面接等の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 面接は、志願者全員について志願先学校長の定めるところにより実施する。
- (8) 学力検査等の期日及び検査の場所
- ア 期 日
- 学力検査等の期日は、教育長が別に定める。
- イ 検査の場所
- (ア) 原則として志願先沖縄県立高等特別支援学校とする。
- (イ) 宮古島市、石垣市又は通学区域の規則の別表第2に掲げる区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談時に必ず相談すること。
- (ウ) 出張検査場

県立宮古特別支援学校	県立八重山特別支援学校	県立大平特別支援学校久米島分教室
その他県教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場		

※ 沖縄県立高等特別支援学校長は、出張検査場を希望する志願者に対して、入学志願者募集要項説明会時に検査の場所を伝えること。

ウ 学力検査等の実施

- (ア) 沖縄県立高等特別支援学校長は、県立高等特別支援学校入学者選抜検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査等を実施する。
 - (イ) 出張検査場にあたっては、教育長の派遣する学力検査員等が検査要領に基づいて学力検査等を実施する。
 - (ウ) 志願者の中に出張検査場において受検する者のいる沖縄県立高等特別支援学校長は、出張検査場受検者名簿（第12号様式）、受検票、学校が設定する検査に必要なもの等、を教育長あてに送付しなければならない。
- (9) 面接
面接は、志願者全員について志願先高等特別支援学校長の定めるところにより実施する。
- (10) 合格発表
合格発表の期日、方法等については、教育長が別に定める。
- (11) 入学手続
合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第18条の規定に基づき、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

3 第2次募集

沖縄県立高等特別支援学校長は、合格者が募集定員に満たない学科において第2次募集を行うものとする。

- (1) 出願資格
出願できる者は、前記2(1)に該当する者で沖縄県立高等特別支援学校における学力検査等を受検し、合格しなかったものとする。ただし、同一の沖縄県立高等特別支援学校に再度出願することはできない。
- (2) 出願期間
出願期間については、教育長が別に定める。
- (3) 出願手続
- ア 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する沖縄県立高等特別支援学校の1校に出願することができる。ただし、志願前相談を受けた学校に限る。
 - イ 志願者は、第2次募集入学志願書（第8号様式）を出身中学校長に提出しなければならない。
 - ウ 出身中学校長は、志願者に係る次の書類を志願先学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
 - (ア) 第2次募集入学志願書（第8号様式）
 - (イ) 調査書（一般入学で提出したものと同一のもの）
 - (ウ) 確約及び証明書（第5号様式）
 - エ 志願先学校長は、志願者が学力検査を受検した沖縄県立高等特別支援学校の校長に次の書類の提供を求める
 - (ア) 学力検査等成績証明書（第9号様式）
 - (イ) 療育手帳の写し又は専門医の診断書（第3号様式）
 - (ウ) 健康診断書（一般入学で提出のあった場合に限る）
 - オ エの出願書類等の提供を求められた沖縄県立高等特別支援学校の校長は、当該志願者にかかる前記の書類を志願先学校長へ送付する。
- (4) 選抜の方法
選抜は、学力検査等成績証明書（第9号様式）、調査書、面接の結果等を資料として行う。
- (5) 合格発表
合格発表については、教育長が別に定める。

4 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 沖縄県立高等特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第11号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を中学校長もしくは、特別支援学校長を経て志願先学校長に、10月末日までに提出することができる。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

5 その他

志願先学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の11月1日までに県教育委員会、関係機関等に送付するものとする。